

# 小平市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

## 1 目的

小平市住宅耐震化緊急アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、東京都耐震改修促進計画及び小平市耐震改修促進計画※に定めた目標の達成に向け、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上に関する具体的な取り組みを位置づけ、一般市民への周知・普及等の充実を図り、住宅の耐震化を促進することを目的とする。

※小平市耐震改修促進計画は、特定緊急輸送道路の見直しに伴い、改定中となります。

## 2 位置付け

アクションプログラムは、東京都耐震改修促進計画及び小平市耐震改修促進計画第4章「耐震化に係る総合的な施策の展開」に基づき策定する。

## 3 対象区域

アクションプログラムの対象区域は、小平市全域とする。

## 4 対象建築物

アクションプログラムの対象は、対象区域内に存する平成12年5月以前に建築された木造住宅とする。

なお、昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに工事に着手した住宅については、2階建以下の在来軸組工法の木造住宅を対象とする。

## 5 実施期間

令和8年度から令和17年度までを実施期間とする。

## 6 実績の公表

アクションプログラムの取組内容について、毎年度の実施・達成状況を市ホームページにおいて公表する。

## 7 アクションプログラムの見直し

今後予定している小平市耐震改修促進計画の改定に併せ、アクションプログラムの見直しを行う。

## 8 取組内容

### (1) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進

- ・住宅の耐震化の意識啓発及び情報提供を行うため、啓発リーフレットの配布や、希望者に対する訪問相談を実施する。

### (2) 耐震診断実施者に対する耐震化促進

- ・補助制度を利用し、耐震性が不足すると判断され、その後耐震化が行われていない木造住宅の所有者に対し、耐震化の意識啓発を行うとともに、意向調査を実施し状況把握に努める。
- ・補助制度を利用し、新たに耐震診断を行った建築物の所有者に対し、耐震診断終了時に啓発リーフレット等を用いた説明を行い、耐震化の実施を促す。

### (3) 改修事業者の技術力向上等

- ・東京都主催により開催されている「木造住宅耐震改修事業者講習会」について、ホームページ等で当該講習会を周知することにより市内事業者の参加を促し、東京都と連携して事業者の技術力向上を図る。
- ・東京都及び建設関係団体と連携し、耐震改修事業者リストを作成・公表する。

### (4) 一般への周知普及

- ・耐震改修の必要性及び耐震関連補助制度の概要について、市報やホームページ等へ掲載するとともに、各自治会へリーフレットを配布し周知を図る。
- ・小平市総合防災訓練及び小平市産業まつりにおいて、木造住宅倒壊模型やコンクリートブロック重さ体験等のブースを出展し、耐震化の啓発活動を実施する。
- ・一般社団法人東京都建築士事務所協会北部支部と協力し、建物所有者を対象とした耐震化に関する無料相談会を実施する。
- ・自治会やグループ等からの申込みに応じて、耐震化の必要性の普及啓発及び補助制度の案内を行う出前講座を実施する。

### (5) 令和8年耐震化補助予定件数

- ・木造住宅耐震診断費用補助 : 25 件
- ・木造住宅耐震改修等費用補助 : 耐震改修 15 件、除却 8 件
- ・ブロック塀等改善事業補助 : 25 件

### (6) 令和7年度耐震化補助実績

- ・木造住宅耐震診断費用補助 : 54 件
- ・木造住宅耐震改修等費用補助 : 耐震改修 13 件、除却 13 件
- ・ブロック塀等改善事業補助 : 11 件